

政策名	4環境にやさしい港		責任者	港営部 管財課長	連携担当課
基本施策名	06秩序ある港湾環境づくり				
個別施策名	18港湾エリア(臨港地区、港湾区域)を適正に開発・利用する		連絡先	052-654-7876	
事務事業名	07貸付地の管理				

1 PLAN(目的・概要)

目的	貸付地を適正な状態で利用できるようにします。	事業期間	昭和26年度～継続
概要	貸付地の適正管理のため巡視を行い、状況把握をします。あわせて、ごみの不法投棄を防ぐため、必要に応じ防護柵等の予防設置を講じます。	根拠法令・要綱等	
		実施義務	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

2 DO(実施)

21年度の実施内容 【及び22年度の実施予定】	貸付地を適宜巡視し、貸付地の良好な状態維持します。							
活動指標	年度	19	20	21	22	中間目標 24	備考(指標の算定方法など)	
巡視の回数	単位	目標	-	-	48	48	48	管理第一及び第二係が月2回実施
	回	実績	-	-	48			
事業費	単位	目標						10%/人×10人=1人
		実績						
人員 正規職員	単位	千円	-	-	0	0		
		人	-	-	1.00	1.00		
嘱託職員	人							
人件費相当額	千円	0	0	8,582	8,778			
事業費・人件費の合計	千円	0	0	8,582	8,778			

3 CHECK(検証)

決算ベース(H21は見込) ← 予算ベース

成果指標	年度	19	20	21	22	中間目標 24	備考(指標の算定方法など)	
不法投棄の件数	単位	目標	-	-	10	10	10	貸付地にかかる不法投棄の件数をカウントします。
	件	実績	-	-	12			
	達成率(%)		-	-	120.0			
観点	課題の有無	現状の「見える化」					その他特記事項	
	必要性	組合関与の必要性	有・(無)	・「ゴミがゴミを生む」ため、貸付地の巡視を通じて適宜に撤去・防護対策することが、適正な管理につながるため必要性があります。				
有効性	成果の達成度	(有)・無	・貸付地は、広く港湾利用者等の目に触れられている中で、苦情が年間数件見られます。					
	内容の妥当性	有・(無)						
効率性	実施主体の妥当性	有・(無)						
	受益者負担の適正性	有・(無)	・管財課は、貸付業務を始めとするデスクワークが中心であり、巡視を主とする職員が配置されていません。					
	経済性	(有)・無						

4 ACTION(取組)

事務事業の方向性	取組の方向性(「継続」・「延伸」事業のみ)				判断の理由
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 延伸 <input type="checkbox"/> 22年度で終了 <input type="checkbox"/> 休廃止	成果	拡大			港湾環境づくりにはゴミ処理は不可欠であり、引き続き成果を維持していく必要があるため。
		維持		○	
		縮小			
		コスト			
今後の取組内容 ・改善策 ・スケジュールの建て直し等		他の用務の外出時においても、極力近接地区の巡視をあわせて行い、巡視回数の増加を図り、少しでも苦情の件数を減らすようにして行く。			